

各 法人代表者様

枚方市福祉部福祉指導監査課長

「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する
場合の資産要件等について」等の一部改正について（依頼）

日頃より、本市の福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、厚生労働省より下記文書により通知がありましたのでお知らせしま
す。

つきましては、各法人におかれましても通知の趣旨及び内容についてご理解いただき、適
正な事務処理に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、関係資料につきましては、枚方市福祉指導監査課ホームページに登載しております
のでご覧ください。

記

1 通知文書等

(1) 「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等につ
いて」の一部改正について

(平成 26 年 3 月 28 日社援発 0328 第 22 号、老発 0328 第 1 号 2 局長連名通知)

(2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援
センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一
部改正について

(平成 26 年 3 月 28 日社援発 0328 第 23 号 厚生労働省社会・援護局長通知)

(3) 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置す
る場合の要件緩和について」の一部改正について

(平成 26 年 3 月 28 日雇児発 0328 第 10 号、社援発 0328 第 24 号、老発 0328 第 2 号 3 局
長連名通知)

(4) 「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等につ
いて」の一部改正について

(平成 26 年 3 月 28 日雇児発 0328 第 11 号、社援発 0328 第 25 号、老発 0328 第 3 号 3 局
長連名通知)

2 通知文書及び関係資料掲載HPアドレス

枚方市福祉部福祉指導監査課ホームページ

【社会福祉法人等への通知文書等】

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/houjin-top/tuutibunsho.html>

枚方市福祉部福祉指導監査課 TEL 072-841-1221 内線 3323 FAX 072-841-1322 E-mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp
--